

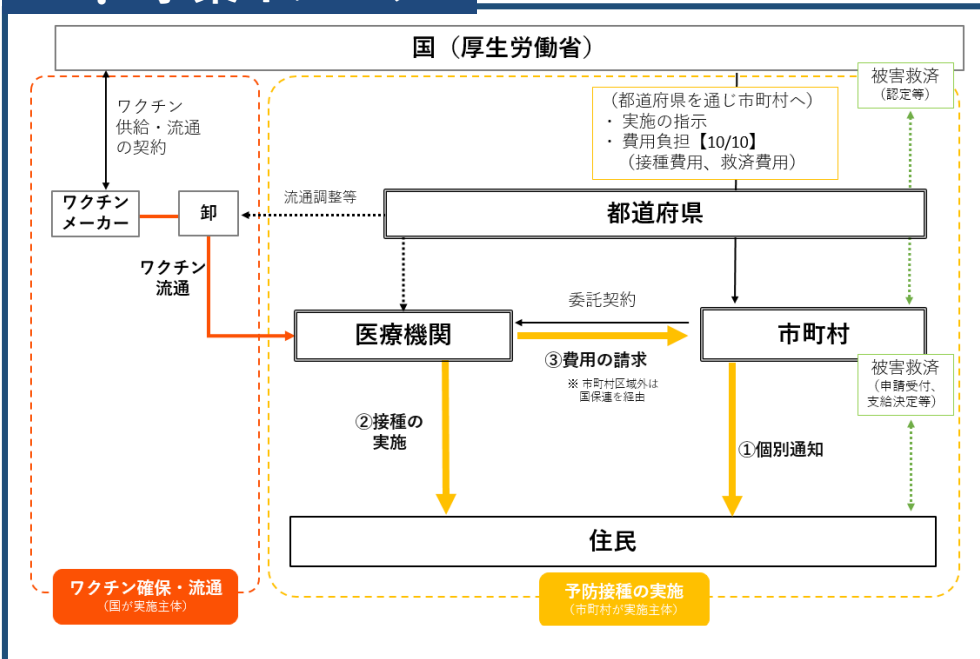
障害者支援施設等における新型コロナウイルスワクチン接種について【全体概要】

※現時点のものであり、今後変更もあり得る

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、今回のワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。

2. 事業イメージ



3. 接種券（現時点案）

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時） Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2 ワクチン接種 1 回目	券種	1 予診のみ 1 回目	1回目	メーカー/Lot No. (シール貼付け)
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	
券番号	1234567890	券番号	1234567890	2021年	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	月 日	接種場所
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)			
券種	2 ワクチン接種 2 回目	券種	1 予診のみ 2 回目	2回目	メーカー/Lot No. (シール貼付け)
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日	
券番号	1234567890	券番号	1234567890	2021年	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎	月 日	接種場所
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)			
<p>接種を受ける方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。 					
氏名	厚生 太郎				
住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99				
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生				
〇〇県〇〇市長 日本 一郎					

※接種時点では、市町村から発行された接種券のほか、予診票等が必要

4. 接種場所の検討

- ワクチンの接種場所は、市町村が設ける会場、医療機関（障害者支援施設等の嘱託医が接種実施医療機関の所属である場合には、当該嘱託医による巡回接種も可能）いずれでも実施可能である。
- 障害者支援施設等の入所者等の平時の定期接種の接種方式を踏まえつつ、接種場所を検討すること。** ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることから、施設等内における接種を実施する場合は、接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

5. 入所者等への説明

・ 入所者等のワクチン接種の希望の有無を確認し、接種を希望する場合には以下のポイントを確認する。

- ① 接種券が手元に届いているか
- ② 希望する医療機関が接種実施医療機関であるか（外部での接種を希望する場合）

医療機関の所在地の市町村の情報を確認
 ※障害者支援施設等の嘱託医が接種実施医療機関の所属でない場合は、市町村へ相談

<予防接種当日>

- ③ 予診票の記入は済んでいるか（本人の意思確認があるか）
- ④ 体調の変化はないか
- ⑤ 接種券と予診票その他必要な持ち物はあるか
- ⑥ （第2回目の場合）第1回目と同じワクチンの種類であるか

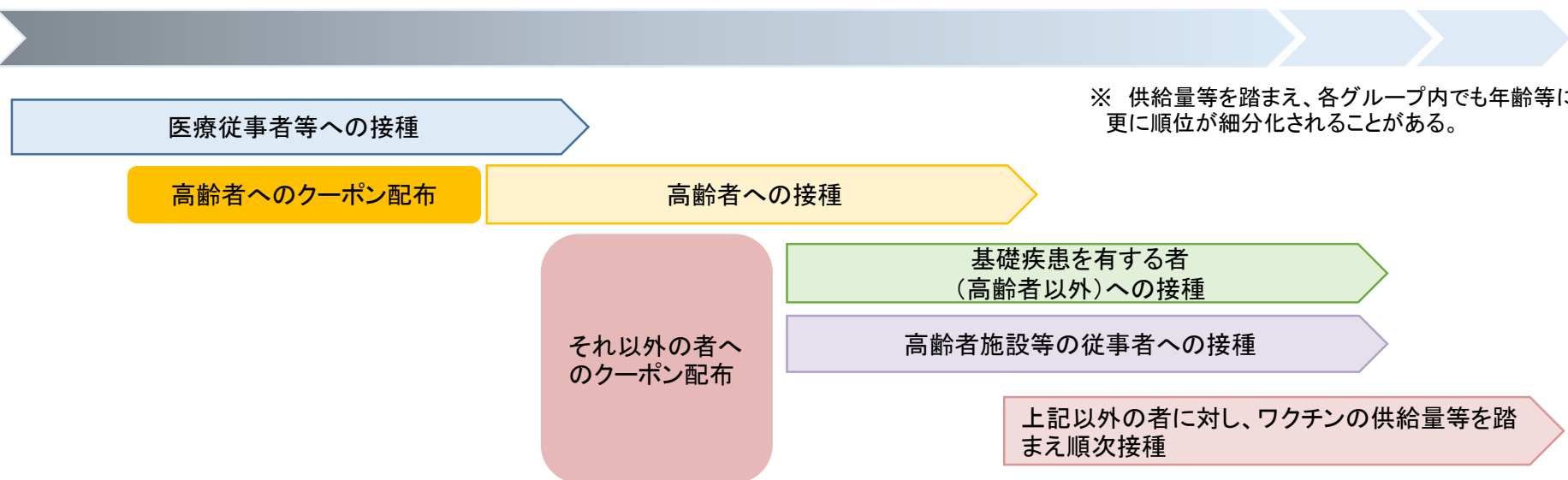
意思確認が難しい場合であっても、家族や、障害者支援施設等に入所等している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合には接種可能。

<予防接種後>

- ⑦ 予防接種済証をもらい、保管しているか
- ⑧ 体調の変化はないか
- ⑨ （第1回目の場合）接種券を保管しているか

副反応等による体調の変化に留意する。
 ※応急対応が可能な状態で観察するほか、事前に施設内で連絡体制を整えておく

（参考）想定される接種順位のイメージ



接種実施医療機関等の検索及び予約受付状況の見える化について

- コロナワクチン接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」(公開サイト)では、
 - ・居住地でワクチン接種を受けられる医療機関はどこにあるのか、どのワクチンを扱っているのか
 - ・その医療機関の現在の予約受付状況といった情報を提供する。

接種予約できる医療機関等の探し方



① 都道府県を選択



② 市町村を選択

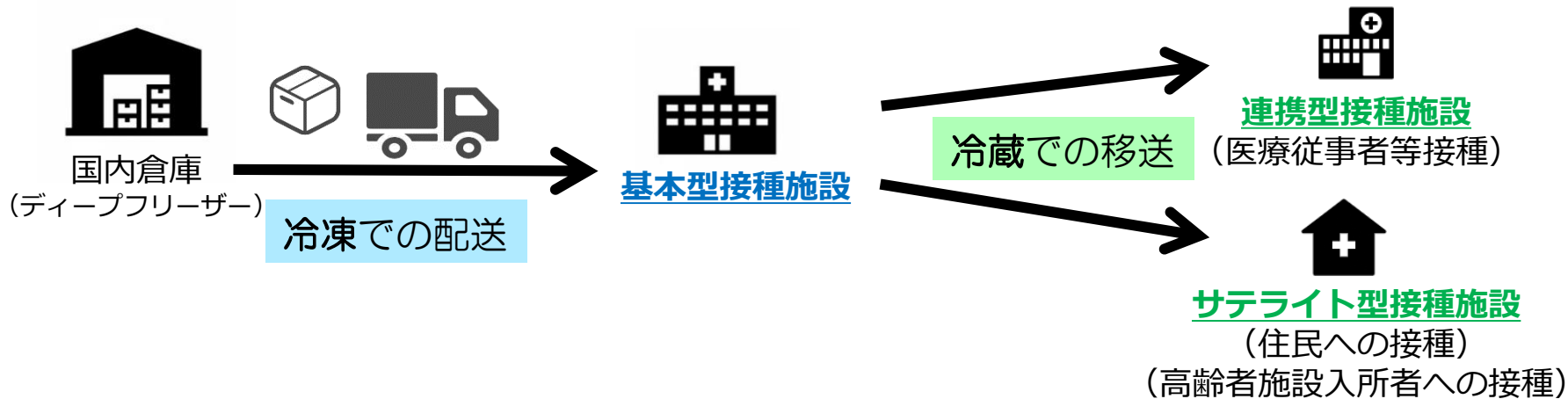


③ 市町村内の接種医療機関等を探す



※全て現時点の画面イメージであり、今後変更予定です。

ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について（概要）



連携型接種施設とは

- 医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型接種施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自施設の従事者に接種する。

サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口5,000人に1か所程度）を目安として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、サテライト型接種施設を設置できる。

連携型・サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、V-SYSに基本情報・基本型施設等を登録
 - 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有
- ※ 保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設1か所当たり4個を、基本型接種施設に提供予定。

移送の方法

- 2°C～8°Cを保って移送を行うため、保冷ボックスに、冷凍した保冷剤とともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
- ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、0.9%生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
- 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
- 保管期限（冷蔵庫から取り出した5日後）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として1～2日間で使用する分ごとに移送。

- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として3時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。

- 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に1000回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可。）